

特別養護老人ホーム 華 重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：0877-57-1510 [午前9：00～午後5：00（土、日曜日は除く）]

担当：生活相談員又は介護支援専門員

2. 特別養護老人ホーム 華の概要

(1) 運営の方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事などの介護、相談および、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および、療養上の世話をおこなうことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 華
所在地	香川県丸亀市綾歌町栗熊西224番地2
介護保険法指定番号	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (丸亀市指定第3790200061号)

(3) 同施設の設備の概要

定員	29名
居室（個室）	29室（最小14.47㎡）
浴室	一般浴槽、特殊浴槽があります。
共同生活室	1室（38.21㎡）
医務室	1室（19.13㎡）
地域交流スペース	1室（149.49㎡）

(4) 当施設の職員体制

職名	職務内容	職員数
施設長	施設全体の管理監督	1名
生活相談員	生活相談、連絡調整	1名
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等	1名
介護職員	日常生活介護全般	10名以上
医師（嘱託医）	診察・健康管理	1名
看護職員	健康管理、通院介助	2名
機能訓練指導員	機能訓練、個別機能訓練計画書の作成	1名
栄養士	献立作成、栄養指導、栄養ケアプランの作成	1名
事務員	庶務、会計、その他	2名

3. サービスの内容

費用については【別紙】をご参照下さい。

項目	サービス内容
施設サービス計画の立案	包括的自立支援プログラムを使用します。
個別機能訓練計画の作成	機能訓練指導員が利用者等の希望や身体状況に合わせて、計画書を作成します。
栄養ケア計画の作成	管理栄養士が、血液データやBMI値などの医療情報に基づき、計画書を作成します。

食事	<p>栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。</p> <p>(食事時間) 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00</p>
排泄	<p>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p>
入浴	<p>週2回の入浴または清拭を行います。</p> <p>寝たきりなどで座位のとれない方は、入浴機器を用いて入浴も可能です。</p>
生活介護	<p>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</p> <p>生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。</p> <p>個人として尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p> <p>清潔な寝具を提供します。枕カバー、包布、シーツ交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。</p> <p>ふとん乾燥消毒は、年2回実施します。</p>
健康管理	<p>嘱託医師や看護職員が健康管理を行います。</p> <p>医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は、利用者又はご家族の責任のもとで判断していただきます。</p> <p>緊急など必要な場合には、利用者又はご家族の判断のもとで医療機関などに責任を持って引き継ぎます。</p>
機能訓練・生活リハビリ	<p>機能訓練計画書に基づき、機能訓練指導員・介護職員・看護職員等が協働し、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</p> <p>手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。</p>
生活相談	<p>利用者等からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。</p>
生きがい活動	<p>施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。</p> <p>小グループ活動 (ベッドサイド活動) 季節行事 (月1回程度)</p>
行政手続き代行	<p>行政機関への手続きが必要な場合は、利用者等の状況に応じて代行します。</p>

4. 入所の手続き

- ① 介護保険被保険者証
- ② 健康保険被保険者証等
- ③ 諸制度手帳
- ④ 諸制度医療証
- ⑤ 減額認定証 (介護保険・医療保険)
- ⑥ 預貯金通帳 1冊 (請求先名義のもの)
- ⑦ 診断書 (当施設で書類を用意しております)
- ⑧ 印鑑2本 (利用者と身元引受人のもの)
- ⑨ 年金証書 (必要に応じて見させていただく場合があります。)

5. 施設サービスが提供できない場合がございます

- (1) 入院して医療・治療が必要と判断された場合
- (2) 施設として適切なユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

6. 施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面会	面会時間 午前9：00～午後5：00 それ以外についてはご相談下さい。
外出、外泊	必ず行き先と帰所時間、食事の有無など必要なことを職員にお申し出下さい。
飲酒	夕食時間をお願いします。
所持品の持ち込み	別紙
施設外での受診	嘱託医師、協力病院の医師の指導でなく、ご自身の希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族でお願いします。また、診察結果、処方薬などの情報は看護職員にお申し出下さい。
宗教・政治活動	施設内での、宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
食べ物の持ち込み	健康管理のため、看護職員にお尋ね下さい。

7. 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- (2) 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わっておこないます。

8. サービス提供の記録

- (1) 施設および全ての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者および、そのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) 利用者ご自身に関する施設サービス実施記録を閲覧できます。
- (3) 利用者ご自身に関する施設サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。その場合、複写に係る実費をいただきます。

9. 退所の手続き

- (1) 利用者のご都合で退所される場合
退所を希望される日の、2週間前までにお申し出下さい。
- (2) 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - イ. 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
(例えば、老人保健施設、療養型病床施設)
 - ロ. 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護度認定区分が、「非該当」または「要支援・要介護1・2」と認定された場合
*この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。
 - ハ. 利用者がお亡くなりになった場合
- (3) その他
 - イ. 利用者が、サービス利用料金の支払いを、3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが、当施設の従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前ま

でに文書で通知いたします。

ロ. 利用者が、病院または診療所に入院し、明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。

ハ. やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに、文書で通知いたします。

10. 退所時の援助

(1) 契約の終了により利用者が退所する際には、利用者およびそのご家族の希望、利用者が退所後に生活なされることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をおこないます。

11. 身元引受人

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、利用者において社会通念上、身元引受人を立てることができない事情がある場合には入所契約締結にあたって身元引受人の必要はありません。

(2) 身元引受人においては、これまで最も身近にいて、利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。また、利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行い、さらには、当施設と協力、連携して退所後の利用者の受入先を確保する等の責任を負うことになります。

(4) 利用者が入所中に死亡された場合においては、そのご遺体や残置品の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行っていただきます。

(5) 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けたりした場合や身元引受人の変更がある場合には、事業者は新たな身元引受人を立てていただきます。但し、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる場合はこの限りではありません。

12. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化などがあつた場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

13. 協力医療機関

楠原内科医院	丸亀市綾歌町岡田東 2266-3	TEL 0877-86-3005
いわた歯科クリニック	坂出市旭町 1 丁目 1-17	TEL 0877-46-5026
滝宮総合病院	綾歌郡綾川町滝宮 486	TEL 087-876-1145
赤沢病院	坂出市府中町 325 番地	TEL 0877-48-3200

14. 秘密保持の厳守

(1) 施設および全ての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

(2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

15. 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

また、状況に応じて保険者や保健所へ速やかに報告いたします。

16. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防防災計画書
- (2) 防災設備 スプリンクラー、火災報知器等の設備を備えております。
- (3) 防災訓練 2か月に1回、消防防災訓練を実施します
- (4) 防火管理者 相津 栄一

17. サービス内容に関する相談・苦情

利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応いたします。

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当
担当窓口：生活相談員又は介護支援専門員
電 話：0877-57-1510

(2) 行政機関その他苦情受付機関

丸亀市 高齢者支援課	所在地 丸亀市大手町 2-3-1 電話番号 0877-24-8807 受付番号 8:30～17:15
福祉サービス運営適正化委員会	所在地 高松市番町 1-10-35 電話番号 087-861-1300 受付時間 9:00～17:00

18. 介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当施設では第三者による評価を年1回実施しています。これらの情報は、施設内エントランスホール掲示板に設置しています。

19. 事業所の概要

事業所名称 特別養護老人ホーム 華
管理者・氏名 施設長 長尾 忠司
所在地 〒761-2405
 丸亀市綾歌町栗熊西224番地2
電 話 0877-57-1510
F A X 0877-57-1511

当施設が行っている事業所

- ① ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
- ② ユニット型指定短期入所生活介護
- ③ 指定通所介護
- ④ 指定介護予防通所介護

特別養護老人ホーム 華入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 [事業所名] 特別養護老人ホーム 華

[住 所] 香川県丸亀市綾歌町栗熊西224番地2

説明者 [職 名] _____

[氏 名] _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホーム 華についての重要な事項の説明を受けました。

〈利用者〉

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

〈代理人〉

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

[続 柄] _____

【第1緊急連絡先】

【第2緊急連絡先】

住 所		住 所	
氏 名		氏 名	
電話番号		電話番号	
携帯電話		携帯電話	
続 柄		続 柄	